

令和4年7月29日

組合員・ご利用者 様

めぐみの農業協同組合
代表理事組合長 山内 清久

第三者委員会調査結果の公表および不祥事再発防止策の実践について

当組合は、令和3年2月2日に不祥事が発覚して以来、不祥事の再発防止に取り組んでいるところでありますが、令和4年2月25日にHPにてご報告いたしましたとおり、同一当事者による別のお客様に対する不祥事が発覚いたしました。

度重なる不祥事が発生する問題点等を含め、客観的な事実関係の把握および原因究明等を目的として、令和4年3月25日、当組合と利害関係のない外部有識者のみで構成される第三者委員会を設置いたしました。

今般、第三者委員会における調査が終了いたしましたので、調査結果の概要を公表させていただきます。

また、今回発覚した不祥事から派生して、内部調査による不正出金及び集金着服を2件確認していることについて報告させていただきます。

なお、第三者委員会の調査結果に基づき、再発防止策を策定いたしましたので、あわせてその概要につきましても公表させていただきます。

当組合は、役職員の強い決意のもと再発防止に向けた取組みを着実に実践し、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以 上

I 第三者委員会調査結果の概要

1. 調査の経緯

令和3年2月2日に発覚した不祥事を前提事実として、その後に発覚（令和3年12月27日）した不祥事の実事認定、原因の分析等を目的として、第三者委員会を設置した。

2. 第三者委員会の構成員

委員長 所 寿弥（弁護士 所法律事務所）
副委員長 岡田 裕人（公認会計士 おかだ公認会計士・税理士事務所）
委員 大木田 圭（全国農業協同組合中央会）

3. 調査内容

- （1）調査は、令和4年3月29日から6月14日の間に実施し、この間に7回の第三者委員会を開き、①資料の精査、②ヒアリング、③職員アンケート、④ホットライン設置、⑤余罪調査及び類似案件調査等を行い、意見等のとりまとめを行った。
- （2）不祥事の実事関係、原因の検討等について客観的に実施した。
- （3）不祥事発生の問題点等の洗い出しと不祥事再発防止に向けた提言を行った。

4. 職員アンケート、情報提供ホットラインの結果

- （1）JAめぐみのの正職員、準職員合計1,268名（休職者等アンケートに適さない一部の者を除く）に対しアンケートを実施し、期限後に回答があったものも含めて1,258名（回答率99.2%）からの回答を得た。なお、アンケートからは当事者による新たな不祥事や類似案件は発見されなかった。
- （2）委員の電話番号とメールアドレスを連絡窓口とするホットラインを設置し、JAめぐみのの職員へ周知した。なお、ホットライン開設期間中（令和4年5月11～13日）に、職員からの意見は寄せられなかった。

5. 不祥事の実事関係

- （1）不祥事件として発覚した、①不正出金、②資金用途を偽った貸付、③契約名義人に意思確認や重要事項等の説明をせずに行われた共済契約、それぞれにおいて、JAめぐみのの内部ルール上も問題のある行為が複数行われていた。
- （2）令和3年12月27日に発覚した不祥事（不正出金）から派生して、内部調査による不正出金及び集金着服が確認された。
- （3）調査の過程で、①年金受給者からの通帳預かり及び暗証番号の取得、②多数の代筆行為、③事務手続上の問題が確認された。

6. 原因の検討

（1）当事者の個別原因

今回の不祥事件が発生した当事者の個別要因として、不正のトライアングル（①動機、②正当化、③機会）の3つの要素に該当する事象がそれぞれ複数発生していた。

また、令和3年2月2日に発覚した不祥事件の際に、JAによる聞き取り調査に対して余罪が無いという証言をしているにもかかわらず、その後に被害者からの申し出により新たな不祥事件が発覚しており、当事者にはコンプライアンス意識が全く欠如していたと断言せざるを得ない。

(2) 組織的原因

当事者の個別原因が今回の不祥事件の主原因ではあるものの、10年以上にわたって不正行為が行われており、不正行為を容易としたこと、未然に防止あるいは早期に発見されなかったことについて、複数の組織的原因が認められる。

7. 再発防止策

(1) 役員のコンプライアンス意識の向上とトップメッセージの伝達

役員は、今回のような不祥事件を二度と起こさないというトップメッセージを全役員及び利用者に対して説明責任を果たしたうえで伝達する。

(2) 職場環境・組織風土の改善、ヘルプライン制度の改善

職場環境・組織風土の改善のためには、職員面談についてより組織的に対応するよう改善するほか、定期的に職員意識調査を実施して職場環境・組織風土の課題及び改善点を明らかにし、理事会で共有したうえで、役員のリーダーシップのもと職場環境・組織風土の改革に取り組むことが必要である。

また、不祥事を発見するために重要な機能であるヘルプライン制度の運用方法について、通報・相談があった事項について、通報・相談者の保護と、通報・相談事項に対して組織的に対応するための方法を抜本的に見直すことが必要である。

(3) 不祥事の再発を防止するための業務内容の見直し、事務手続の改善

不祥事の再発を防止するため、次の業務内容を見直し、事務手続きを改善する。

- ① 同一職員による長期間にわたる実質的な渉外担当の禁止
- ② 所定の事務手続によらない通帳預かり、集金の禁止
- ③ 現金の集金・持参の原則廃止
- ④ 通帳のみを使用したATM出金のリスク低減
- ⑤ 暗証番号の入手の厳格化
- ⑥ 契約・取引における本人の意思確認手続の徹底
- ⑦ 行動管理の徹底

(4) 職員の状況把握、コンプライアンス意識の向上

職員の生活上の悩みや職場への不満が不正行為の動機になり得るといふことの重要性について、支店長等に周知し、毎月の所属長による職員面談を確実に実施し、予兆がある場合に本部管理部門へ迅速に報告する。職員面談結果については、役員巡回時の確認だけでなく、本部管理部門や内部監査は定期的な確認により、早期に予兆を発見し組織的に対応することが必要である。

また、職員に対して、事務手続に係る研修、事務指導等を通じて、事務手続遵守の意識を高める必要がある。

あわせて、コンプライアンス研修を改善し、職員のコンプライアンス意識を高めるために、コンプライアンス研修を職員が能動的に参加できる形式に変更する必要がある。

(5) 利用者への周知及び取引状況確認

不祥事の再発防止のためには、利用者の理解と協力が不可欠であり、①受取書を発行しない通帳の預かりや集金を実施しないこと、②職員が利用者の暗証番号を聞くことは決してないこと、③所定の事務手続によらない代筆行為のほか、JAの事務手続によらない対応は職員の不正行為につながることから固く禁止していること等を利用

者に対して定期的に周知することが必要である。

また、利用者とJAとの取引状況の確認を定期的実施し、不祥事につながる予兆が無いことを継続的に確かめることが必要である。

(6) 本部管理部門及び内部監査部門の改善

再発防止策を徹底するためには、本部管理部門と内部監査部門の役割が極めて重要になり、取り組みを強化することが必要である。

8. 第三者委員会が期待すること

JAめぐみには、今回の報告内容を真摯に受け止め、二度とこのような不祥事を起こさないよう再発防止に取り組んでいただきたい。

将来的な不祥事防止のためには、経営陣だけでなく、JAめぐみの全役職員が一丸となってこれに取り組む必要がある。ひとりひとりが、JA職員としての使命を自覚し日々の業務に取り組むこと、ひとりひとりに不祥事を防止する力があることを自覚し、内部ルールの遵守を徹底すること、これらを確実に続けていけば、新たな不祥事の発生は必ず防げるはずである。

JAめぐみには、今回の教訓を生かして、地域から愛されるJAとなるよう新しいスタートを切ってほしい。

II 不祥事再発防止策の概要

第三者委員会からの最終調査報告書に記載の不祥事再発防止策に向けて提言された内容を踏まえ、策定した不祥事再発防止策の概要は、下表のとおりとなります。

概要	
大項目	主な取組項目
I 再発防止に向けたガバナンスの整備	・ 第三者委員会による役員責任の審議
	・ 「リスク検討プロジェクト」による不祥事再発防止策の進捗管理の徹底
II JA役職員におけるコンプライアンス意識の醸成	・ 役員によるコンプライアンス態勢の改革に向けたトップメッセージの伝達
	・ 職場環境、組織風土の改善
	・ ヘルプライン制度の改善
III 抜本的な取組の強化	・ 職員参加型のコンプライアンス研修会の実施
	・ 全事業における集金業務の原則廃止
	・ 再発防止専担職員によるコンプライアンス・再発防止策の実践・管理
IV 内部監査機能の充実・強化	・ 利用者への取組状況の確認（外部確認）
	・ リスクに応じた内部監査の実施
V 事務リスク管理態勢の整備・強化	・ 監査手続きの充実
	・ 自主検査体制の整備
	・ 全事業における事務指導態勢の強化
	・ 信用事業における内部牽制機能の強化
	・ 共済事業における内部牽制機能の強化
	・ 利用者への注意喚起の充実